

# 6月定例教育委員会

## 参考資料

(令和元年6月26日)

### 議案

- 第1号 丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について  
(社会教育課・地域コミュニティ課)・・・1頁
- 第2号 丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例を市長に提案することについて  
(こども未来課)・・・9頁
- 第3号 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて  
(こども未来課)・・・16頁

### 承認事項

- 第1号 学校運営協議会委員の任命について (学校教育課)・・・22頁

丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について

## 1 委嘱期間変更の趣旨

当委員会委員の任期は、「丹波篠山市社会教育委員に関する条例第 4 条（委員の任期）」及び「丹波篠山市公民館条例第 5 条第 2 項（審議会委員の定数等）」において、2 年と定められています。

現在、4 月 1 日～3 月 3 1 日までの 2 年任期としておりますが、6 月定例教育委員会の議決を経て活動を開始していることから、毎回 4 月にさかのぼって委員委嘱しています。

今回、社会教育委員調査研究部会での意見を受け、社会教育推進のより活発な活動を行うため、6 月 1 日から 5 月 3 1 日までの 2 年間に、改めようとするものです。

### 【現 行】

任期 2 年：4 月 1 日～3 月 3 1 日

### 【改正案】

任期 2 年：6 月 1 日～5 月 3 1 日

## 2 区分及び選出団体変更の趣旨

条例には「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応募した者のうちから教育委員会が委嘱する。」となっており、前回は公募委員が 1 名でしたが、今回、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例により、公募したところ、公募委員が 2 名となり、また、社会教育委員会調査研究部会において、福祉教育分野も今後は重要であるという認識及び青少年関係の委員が複数名おられ、偏りがあること等の意見から、学校教育関係を 1 名減とし、社会教育関係の選出母体に社会福祉関係 1 名を増とするものです。

### 【現 行】

学校教育関係 2 名、社会教育関係 5 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者 2 名、学識経験 1 名、公募委員 1 名

### 【改正案】

学校教育関係 1 名、社会教育関係 5 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者 2 名、学識経験 1 名、公募委員 2 名

### 3 施行期日

令和元年 6 月 1 日

## ○社会教育法【抜粋】

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

○丹波篠山市社会教育委員に関する条例

平成11年4月1日

条例第83号

改正 平成12年3月1日条例第1号

平成26年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第2条 丹波篠山市教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、11人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、丹波篠山市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成26年3月26日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○丹波篠山市公民館条例

平成11年4月1日

条例第84号

改正 平成12年3月1日条例第1号

平成14年3月27日条例第21号

平成14年7月3日条例第30号

平成14年12月27日条例第46号

平成15年3月14日条例第18号

平成16年3月25日条例第21号

平成20年12月24日条例第47号

平成21年2月20日条例第2号

平成24年3月16日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、丹波篠山市立公民館の設置、管理及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第20条の規定に基づき設置する公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 公民館に館長、副館長、主事等必要な職員を置く。

(公民館運営審議会の設置)

第4条 法第29条第1項の規定に基づき第2条に規定する丹波篠山市立中央公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員の定数等)

第5条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応募した者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 審議会の委員は、11人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員に特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であっても解嘱することができる。

(使用の許可)

第6条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しないことができる。

- (1) 法第23条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 公民館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、丹波篠山市公の施設使用料条例(平成14年篠山市条例第30号)により、使用料を納付しなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又は第三者に権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(特別の設備)

第11条 使用者が公民館に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、公民館の使用を終わったとき、又は前条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用后直ちに原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止させられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の使用に際し、公民館の施設、附属設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めによらない理由による場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日までに、合併前の篠山町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和50年篠山町条例第74号）、公民館設置に関する条例（昭和42年西紀町条例第13号）、西紀町中央公民館使用料条例（昭和47年西紀町条例第2号）、丹南町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和49年丹南町条例第33号）又は今田町公民館設置管理条例（昭和52年今田町条例第24号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成14年3月27日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月3日条例第30号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第21号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第47号）



改正 平成21年2月20日条例第2号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の篠山市公民館条例の規定によりなされた篠山市立西紀公民館に係る使用の許可その他の行為は、篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例（平成11年篠山市条例第111号）の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年2月20日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称		位置
丹波篠山市立中央公民館		丹波篠山市網掛429番地（四季の森生涯学習センター内）
分館	丹波篠山市立城東公民館	丹波篠山市日置385番地1



事務連絡  
令和元年5月17日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局  
幼稚園所管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

### 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布等について

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」については、第198回通常国会において令和元年5月10日に可決成立し、同月17日、令和元年法律第7号として公布されたので、お知らせします(別添1～3)。

本年10月1日の施行日前においても行うことができることとされている、必要な条例の制定又は改正、子育てのための施設等利用給付に係る認定の手続、施設等利用費の支給に係る施設等の確認の手続等に関する事項を含め、本法律に関する留意事項等については、追って行うこととしている本法律の施行に伴う関係法令の改正と併せて別途通知することを予定しております。

また、関係法令の改正予定の内容について、現在、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095190450&Mode=0>)において行っている意見公募の内容を、お知らせします(別添4～6)。当該内容は今後修正が生じる可能性があるものとして、あらかじめ御了知くださるようお願いいたします。

なお、本法律及び関係法令の内容の詳細については、5月30日に開催を予定している幼児教育・保育の無償化の実施に向けた都道府県等説明会において御説明することとしています。

各都道府県担当部局におかれては、域内の市区町村(指定都市・中核市を除く。)に対して本事務連絡の内容の周知を図っていただくよう御配慮をお願いします。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

- ※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。
- ※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限り、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

子どものための教育・保育給付  
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模  
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3~5歳

保育所  
0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付  
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、  
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>  
(第7条第10項第2号)

特別支援学校  
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業  
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等  
(第7条第10項第4号、6号~8号)

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て  
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた  
子育て支援

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業等
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ

- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食料費(副食費)に対する助成(第59条第3号口))
- ・ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

仕事と子育ての  
両立支援

- ・ 企業主導型保育事業  
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令について（概要）

## 1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」）の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」）等の改正を行うとともに、経過措置を定める。

## 2. 改正概要

### 2-1 施行令の改正

#### (1) 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等

満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額を零とする。また、特定保育所の保育料についても、同様の措置を講ずる。（第4条～第6条、第9条～第12条、附則第6条、第12条関係）

これに伴い、満3歳未満保育認定子どもに係る多子世帯の利用者負担上限額の減免方法、国庫負担対象額の算定方法等の整理を行う。（第13条、第14条、第23条、第24条、附則第7条、第13条関係）

そのほか、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行う。

#### (2) 改正法の施行に伴う子育てのための施設等利用給付関係の規定の新設

##### ① 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

子育てのための施設等利用給付の支給に係る認可外保育施設から除外する施設として、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、利用者負担の無償化を事業主拠出金により実施する、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの（企業主導型保育施設）を定める。（第1条関係）

##### ② 法第30条の4第3号の政令で定める場合及び準ずる者

法第30条の4第3号の支給要件のうち市町村民税の要件を前々年度の課税状況により判定する場合として、特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合を定める。また、市町村民税を課されない者に準ずる者として、市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者、未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者並びに生活保護法上の被保護者及び児童福祉法上の里親である保護者を定める。（第15条の3関係）

##### ③ 法第30条の9第1項第3号の政令で定めるとき

施設等利用給付認定の取消事由として、施設等利用給付認定保護者が虚偽の報告、申請等を行ったとき、施設等利用給付認定保護者が施設等利用給付認定子どもについて保育認定子どもに係る施設型給付費等の支給を受けたとき及び施設等利用給付認定子どもが企業主導型保育施設を利用したときを定める。(第15条の5関係)

④ 法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額

施設等利用給付の支給上限月額を次のとおり(現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額が下回る場合は、当該現に要した額)とする。

(ア) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもは、25,700円(国立認定こども園等にあつては、内閣府令で定める額)とする。(第15条の6第1項関係)

(イ) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。)は、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校について25,700円、預かり保育事業について11,300円(預かり保育の利用日数が内閣府令で定める日数を下回る場合にあつては、内閣府令で定めるところにより当該日数に応じて算定した額)、認可外保育施設等について11,300円から預かり保育事業に係る支給額を控除して得た額(預かり保育事業で提供される教育・保育の量が内閣府令で定める量を下回る場合に限る。)の合算額とする。(第15条の6第2項関係)

(ウ) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者で、認可外保育施設等を利用するものに限る。)は、認可外保育施設等について37,000円とする。(第15条の6第3項関係)

(エ) 法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもは、(イ)(11,300円)又は(ウ)の額に5千円を加えた額とする。(第15条の6第4項関係)

⑤ 法第58条の10第1項第8号の政令で定める法律及び同項第10号の政令で定める使用人

特定子ども・子育て支援提供者が違反した場合に特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消事由となる法律及び法人の役員以外に不正をした者がいる場合に確認の取消事由となる者について、特定教育・保育施設と同様に定める。(第22条の2関係)

⑥ 法第58条の10第2項の確認を取り消された者から除く政令で定める者、確認を取り消された者に準ずる政令で定める者及び確認の取消しの日に準ずる政令で定める日

確認を取り消され改めて確認を申請することができない者から除く者、確認を取り消された者に準じて確認を申請することができないこととする者及び確認を申請することができない期間の起算点について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業

者と同様に定める。(第 22 条の 3 関係)

⑦ 法第 67 条第 2 項の政令で定めるところにより算定した額並びに都道府県及び国の負担

都道府県及び国の負担の対象額の算定方法及び月途中の利用開始その他内閣府令で定める事由があつた場合の対象額の算定方法を定めるとともに、毎年度、都道府県は対象額の 4 分の 1 を、国は対象額の 2 分の 1 を負担する。(第 24 条の 4 関係)

⑧ 子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県の事務

改正法の施行による地方公共団体の費用の増大及び地方消費税増収の不足に対処するため、令和元年度に限り総務大臣が交付する子ども・子育て支援臨時交付金について、地方負担相当額の総務大臣への報告と交付決定額の市町村への通知を都道府県の事務とする。(附則第 16 条関係)

⑨ その他

法律において準用する法・施行令の技術的読替えを定める。

2-2 改正法の施行に伴う他政令の改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)等について、所要の規定の整備を行う。(第 2 条から第 7 条関係)

2-3 令和元年度における子どものための教育・保育給付の利用者負担額の切替月に関する経過措置

令和元年度に限り、改正法附則第 2 条に規定する施行前の準備行為及び子どものための教育・保育給付の円滑な実施を確保するために特に必要があると市町村が認める場合には、子どものための教育・保育給付における世帯所得に応じた利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年度分から当年度分への切替月を 9 月に代えて 10 月にすることができるとする。(第 8 条関係)

3. 根拠条文

改正法附則第 17 条、改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号ハ、第 27 条第 3 項第 2 号等

4. 施行期日等

公布日：令和元年 5 月 31 日

施行日：令和元年 10 月 1 日 (一部公布日)

丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例について

**1 制定の趣旨**

子ども・子育て支援法及び同法施行令が令和元年5月に改正され、令和元年10月1日から幼児教育が無償化されることとなった。それに伴い、幼稚園保育料を徴収する必要がなくなるため、幼稚園保育料の徴収について規定する当該条例を廃止する。

**2 制定の内容**

「丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例（平成11年篠山市条例第80号）は、廃止する。」

**3 施行期日**

令和元年10月1日

未収金については施行後にも徴収する必要があるため、「施行の際現に納入されていないものについては、なお従前の例による。」とする経過措置を附則で設ける。

○丹波篠山市立幼稚園保育料徴収条例

平成11年4月1日

条例第80号

改正 平成27年3月30日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、丹波篠山市立幼稚園の保育料の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(保育料)

第2条 保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。

2 保護者は、前項に規定する保育料を納付しなければならない。

(納付期日)

第3条 保育料の納付期日は、毎月25日とする。ただし、月途中の入園者の保育料の納付期日は、その月の翌月25日とする。

(保育料の減免)

第4条 市長が保育料を減額又は免除することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病気欠席又は出席停止等の期間がその月の開園日の全日数にわたる者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、保育料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び同法施行令が令和元年5月に改正され、令和元年10月1日から幼児教育が無償化されることとなった。それに伴い、幼稚園預かり保育料を徴収する必要がなくなるため、幼稚園預かり保育料の徴収について規定する条例を一部改正する。

## 2 改正の内容

幼稚園預かり保育料について規定する条、号及び別表を削除する。

削除に伴い、条番号及び号番号を繰り下げ、「別表第1」を「別表」に改める。

## 3 施行期日

令和元年10月1日

未収金については施行後にも徴収する必要があるため、「施行の際現に納入されていないものについては、なお従前の例による。」とする経過措置を附則で設ける。

○丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例

平成21年3月27日

条例第19号

改正 平成22年3月26日条例第19号

平成23年3月10日条例第3号

平成23年10月3日条例第24号

平成25年3月7日条例第5号

平成27年3月30日条例第26号

平成27年12月21日条例第49号

平成30年9月28日条例第33号

(設置)

第1条 幼稚園教育要領に基づき、教育時間が終了した後等に希望する者を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）を実施するため、預かり保育施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称、位置及び通所区域)

第2条 施設の名称、位置及び通所区域は、別表第1のとおりとする。

(入所の資格)

第3条 施設の入所資格は、丹波篠山市内に住所を有し、かつ、丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）に規定する幼稚園に在園する者で、次に該当する園児とする。

- (1) 園児の保護者等が、就労等により昼間家庭にいない場合
- (2) 園児の保護者等が、入院、出産、災害又は介護等により適切な保育ができない場合
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(入所の承諾)

第4条 園児を施設に入所させようとする保護者は、毎年度、教育委員会に申請し、その承諾を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承諾に預かり保育の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(保育料)

第5条 保育料は、別表第2に定める額とする。

2 保護者は、前項に規定する保育料を納付しなければならない。

(納付期日)

第6条 保育料の納付期日は、毎月25日とする。ただし、月途中の入所者の保育料の納付期日は、その月の翌月25日とする。

(保育料の減免)

第7条 市長が特に必要と認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(入所承諾の取消し)

第8条 園児又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承諾を取り消すものとする。

- (1) 園児が、第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条に定める保育料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 承諾に付した条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により承諾を受けたとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成23年3月31日までの間、平成20年度末において篠山市立八上保育園又は同市立城南保育園に在籍し、かつ、平成21年度にくすのきクラブに入所する通所区域外の園児については、第2条に規定する通所区域にかかわらず利用の資格があるものとする。

(準備行為)

- 3 第4条に規定する入所の承諾、入所の手続きその他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則 (平成22年3月26日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間、平成21年度末において篠山市立城東保育園又は篠山市立城東保育園多紀分園に在籍し、かつ、平成22年度にしろたきクラブに入所する通所区域外の園児については、この条例による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例で定める通所区域にかかわらず利用の資格があるものとする。

(準備行為)

- 3 しろたきクラブの入所の承諾、入所の手続きその他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則（平成 23 年 3 月 10 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、平成 22 年度において篠山市立にしき保育園に在籍し、かつ、平成 23 年度になつぐりっ子ほうす又はきたっこほうすに入所する通所区域外の園児については、この条例による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例で定める通所区域にかかわらず、利用の資格があるものとする。

（準備行為）

- 3 なつぐりっ子ほうす及びきたっこほうすの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則（平成 23 年 10 月 3 日条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、平成 23 年度において篠山市立今田保育園に在籍し、かつ、平成 24 年度にくすのきクラブ又はうりぼーほうすに入所する通所区域外の園児については、この条例による改正後の篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例で定める通所区域にかかわらず、利用の資格があるものとする。

（準備行為）

- 3 くすのきクラブ及びうりぼーほうすの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則（平成 25 年 3 月 7 日条例第 5 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日条例第 49 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 どんぐりほうすの入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施

行の日前においても行うことができる。

附 則（平成30年9月28日条例第33号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	通所区域
しろたきクラブ	丹波篠山市日置44 5番地1	かやのみ幼稚園の通園区域
なつぐりっ子は うす	丹波篠山市乗竹72 9番地1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚園の通 園区域
きたっこはうす	丹波篠山市本郷15 9番地	西紀きた幼稚園の通園区域
くすのきクラブ	丹波篠山市小枕93 番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通園区域
どんぐりはうす	丹波篠山市波賀野新 田74番地1	古市幼稚園の通園区域
うりぼーはうす	丹波篠山市今田町下 小野原72番地1	今田幼稚園の通園区域

別表第2（第5条関係）

区分	入所月等	世帯の階層区分	園児1人当たりの 保育料（月額）
年度を通し て利用する 場合	各月	生活保護法による被保護 世帯又は市民税非課税世 帯	0円
		市民税所得割課税額4 8,600円未満の世帯	4,200円
		市民税所得割課税額4 8,600円以上の世帯	8,400円
春季、夏季 及び冬季休 業日の期間 中のみ利用 する場合	4月、7月、 3月	生活保護法による被保護 世帯又は市民税非課税世 帯	0円
		市民税所得割課税額4 8,600円未満の世帯	1,400円
		市民税所得割課税額4 8,600円以上の世帯	2,800円

8月	生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
	市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	4,200円
	市民税所得割課税額48,600円以上の世帯	8,400円
12月、1月	生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
	市民税所得割課税額48,600円未満の世帯	700円
	市民税所得割課税額48,600円以上の世帯	1,400円

○丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成29年3月22日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。
- 3 指定の期間は、3年とし、再指定することができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 前条の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。
  - (2) 教育課程編成の基本方針に関すること。
  - (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
  - (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に沿って、その権限と責任において学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(住民参画の促進等)

第6条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 指定学校の校長その他の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第8条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号にあげる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 第7条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報償)

第10条 委員の報償は、別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は校長の推薦により協議会が選任する。副会長は会長が指名する。

3 会長は、指定学校の校長と協議の上、会議を招集し、議長となり会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第12条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。



2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

3 会長は、会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の理由がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(庶務)

第14条 協議会の事務局は指定学校内に置き、庶務は、指定学校において処理する。

2 指定学校の校長は、協議会が開催されたときは、速やかにその報告書を教育委員会に提出する。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申し出があった場合。

(2) 職務上の義務違反があった場合。

(3) その他、解任に相当する事由が認められる場合。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。